

年金業務・組織再生会議（第32回）議事要旨

1 日時 平成20年6月27日（金）17:00～19:10

2 場所 総理官邸3階南会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岩瀬達哉、岸井成格、小嶋典明、斎藤聖美、野村修也、八田達夫、本田勝彦

（政府）

渡辺喜美行政改革担当大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局長、加瀬徳幸行政改革推進本部事務局長、長田浩志行政改革推進本部事務局長

4 議事次第

(1) 開会

(2) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング

坂野泰治社会保険庁長官、宮島俊彦厚生労働省大臣官房総括審議官、吉岡荘太郎社会保険庁総務部長、石井博史社会保険庁運営部長

(3) 意見交換（日本年金機構の当面の業務運営に関する基本的方針について（最終整理）（案））

(4) 閉会

5 議事の経過

○ 会議の冒頭、渡辺行政改革担当大臣から最終整理に向けた議論をよろしく願っていた旨の挨拶があり、続いて、ヒアリング資料（その1）およびヒアリング資料（その2）について、厚生労働省・社会保険庁から説明があり、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 年金記録問題が残った場合でも、日本年金機構発足時には正常な業務の中で対応できるよう、ねんきん特別便を中心とした施策を来年12月までの間に最大限取り組んでいただきたいとの発言があり、しっかりと行っていきたいとの回答があった。
- ・ 服務違反調査については、採用のときの公正公平を実現する基準となるものなので、是非不信を招かないように実施していただきたいとの意見があった。
- ・ システム刷新は、いろいろな事情で開発が遅れているが、機構の人員に大きく関係してくるので、早期に実現する努力をしていただきたいとの意見があった。

○ 引き続き、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本的方針について」の最終整理に向けて、これまでの議論を踏まえて作成された案を基に、次のような意見交換が行われた。

- ・ 懲戒処分を受けた職員について、有期雇用職員については議論の余地があると思うが、基本的には採用すべきではないとの立場を明確に出すべきではないかとの意見があった。
- ・ 懲戒処分を受けた職員を採用すべきではないとの意見について、年金制度の信頼を損ねたものは採用すべきではないが、一切の例外を認めないということはどうかとの意見があった。
- ・ 懲戒処分を受けた職員について、有期雇用職員としての採用は認めてもよいのではないか。一度、有期雇用として雇用されても、そこで頑張っ、再度、正規職員への道を残しておくほうがよいのではないかとの意見があった。
- ・ 分限免職回避措置として、今年中に官民人材交流センターが設立される予定なので、国家公務員の間は当該センター経由で再就職支援ができるのではないかとの意見があった。
- ・ 相談業務について、外部委託した際における相談の困難事例については、機構に報告される仕組みを作ることが必要ではないか。
また、制度的に複雑な仕組みやマニュアルがないなど相談業務を肥大化させている原因を直せば、業務量は大幅に縮小可能ではないかとの意見があった。
- ・ システム刷新後の外部委託について、システム刷新後3年とされているが、できるだけ早期にすべきではないかとの意見があった。

○ 次回開催は、6月30日（月）16時30分からとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>